

# 糸魚川市国民保護計画



糸 魚 川 市

## 糸魚川市国民保護計画 改訂履歴

平成 19 年 2 月 14 日 作成  
平成 28 年 6 月 10 日 一部改訂  
令和 3 年 6 月 29 日 一部改訂

## 目次

<b>第1編 総論</b> .....	1
<b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b> .....	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ.....	1
(1) 市の責務.....	1
(2) 市国民保護計画の位置づけ.....	1
(3) 市国民保護計画に定める事項.....	1
2 市国民保護計画の構成.....	2
3 糸魚川市地域防災計画等との関連.....	2
4 市国民保護計画の見直し、変更手続.....	2
(1) 市国民保護計画の見直し.....	2
(2) 市国民保護計画の変更手続.....	3
5 用語の定義.....	3
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b> .....	6
(1) 基本的人権の尊重.....	6
(2) 国民の権利利益の迅速な救済.....	6
(3) 国民に対する情報提供.....	6
(4) 関係機関相互の連携協力の確保.....	6
(5) 市民等の協力.....	6
(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施.....	6
(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重.....	6
(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保.....	7
(9) 地域特性等への配慮.....	7
(10) 初動体制の充実.....	7
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b> .....	8
1 各機関の事務又は業務の大綱.....	9
<b>第4章 糸魚川市の地理的、社会的特徴</b> .....	12
(1) 地勢.....	12
(2) 気候.....	14
(3) 人口・世帯数.....	15
(4) 公共交通ネットワーク.....	16
(5) 港湾の位置図等.....	17
(6) 自衛隊施設等.....	17
(7) その他.....	17

第5章	市国民保護計画が対象とする事態	18
1	武力攻撃事態	18
2	緊急処理事態	19
第2編	平素からの備えや予防	21
第1章	組織・体制の整備等	21
第1	市における組織・体制の整備	21
1	市の各部課室における平素の業務	21
2	市職員の参集基準等	23
(1)	市の体制及び職員の参集基準等	23
(2)	代替職員、交代要員等	23
3	消防機関の体制	24
(1)	消防本部及び消防署における体制	24
(2)	消防団の充実・活性化の推進等	24
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	24
(1)	国民の権利利益の迅速な救済	24
(2)	国民の権利利益に関する文書の保存	25
第2	関係機関との連携体制の整備	26
1	基本的考え方	26
(1)	防災のための連携体制の活用	26
(2)	関係機関の計画との整合性の確保	26
(3)	関係機関相互の意思疎通	26
2	県との連携	26
(1)	県の連絡先の把握等	26
(2)	県との情報共有	26
(3)	市国民保護計画の県への協議	26
(4)	県警察との連携	27
3	近接市町村との連携	27
(1)	近接市町村との連携	27
(2)	消防機関の連携体制の整備	27
4	指定公共機関等との連携	27
(1)	指定公共機関等の連絡先の把握	27
(2)	医療機関との連携	27
(3)	関係機関との協定の締結等	27
5	ボランティア団体等に対する支援	28
(1)	自主防災組織等に対する支援	28
(2)	自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援	28
第3	通信の確保	29
(1)	非常通信体制の整備	29

	(2) 非常通信体制の確保	29
<b>第4章</b>	<b>情報収集・提供等の体制整備</b>	30
1	基本的考え方	30
	(1) 情報収集・提供のための体制の整備	30
	(2) 体制の整備に当たっての留意事項	30
	(3) 情報の共有	31
2	警報等の伝達に必要な準備	31
	(1) 警報の伝達体制の整備	31
	(2) 防災行政無線の整備	31
	(3) 県警察との連携	31
	(4) 国民保護に係る住民へのサイレンの周知	32
	(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備	32
	(6) 民間事業者からの協力の確保	32
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	32
	(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式	32
	(2) 安否情報収集のための体制整備	33
	(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	33
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	33
	(1) 情報収集・連絡体制の整備	33
	(2) 担当者の育成	34
<b>第5章</b>	<b>研修及び訓練</b>	35
1	研修	35
	(1) 研修機関における研修の活用	35
	(2) 職員等の研修機会の確保	35
	(3) 外部有識者等による研修	35
2	訓練	35
	(1) 市における訓練の実施	35
	(2) 訓練の形態及び項目	36
	(3) 訓練に当たっての留意事項	36
<b>第2章</b>	<b>避難及び救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	37
1	避難に関する基本的事項	37
	(1) 基礎的資料の収集	37
	(2) 隣接する市町村との連携の確保	37
	(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮	37
	(4) 民間事業者からの協力の確保	38
	(5) 学校や事業所との連携	38
2	避難実施要領のパターンの作成	38
3	救援に関する基本的事項	38
	(1) 県との調整	38

(2) 基本的資料の準備等	38
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	39
(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握	39
(2) 運送経路の把握等	39
5 避難施設の指定への協力	39
6 医療救護体制の整備	39
(1) 医療救護体制の確立	39
(2) 救護所の設置準備	39
(3) 救護所等の医療資機材の確保	40
7 生活関連等施設の把握等	40
(1) 生活関連等施設の把握等	40
(2) 市が管理する公共施設等における警戒	41
<b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>42</b>
1 市における備蓄	42
(1) 防災のための備蓄との関係	42
(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	42
(3) 県との連携	42
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	42
(1) 施設及び設備の整備及び点検	42
(2) ライフライン施設の機能の確保	42
(3) 復旧のための各種資料等の整備等	43
<b>第4章 豪雪地域の体制整備</b>	<b>44</b>
1 除排雪体制・施設整備等の推進	44
2 緊急活動体制の整備	44
3 総合的な雪対策の推進	44
<b>第5章 国民保護に関する啓発</b>	<b>45</b>
1 国民保護措置に関する啓発	45
(1) 啓発の方法	45
(2) 防災に関する啓発との連携	45
(3) 学校における教育	45
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	45
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	<b>47</b>
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>47</b>
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	47
(1) 緊急事態連絡室等の設置	47
(2) 初動措置の確保	48
(3) 関係機関への支援の要請	48
(4) 対策本部への移行に要する調整	48

(5) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等	48
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	49
<b>第2章 市対策本部の設置等</b>	50
1 市対策本部の設置	50
(1) 市対策本部の設置の手順	50
(2) 市対策本部における広報等	51
(3) 市対策本部長の権限	51
(4) 市対策本部の廃止	52
2 市対策本部の組織及び分掌事務	52
(1) 市対策本部の組織	52
(2) 部	53
(3) 市現地対策本部の設置	53
(4) 市地域本部の設置	53
(5) 現地調整所の設置	53
3 会議の開催	55
(1) 市対策本部会議	55
(2) 連絡調整会議	55
4 通信の確保	56
(1) 情報通信手段の確保	56
(2) 情報通信手段の機能確認	56
(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策	56
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>	57
1 国・県の対策本部との連携	57
(1) 国・県の対策本部との連携	57
(2) 国・県の現地対策本部との連携	57
2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	57
(1) 知事等への措置要請	57
(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	57
(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	57
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	58
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	58
(1) 他の市町村長等への応援の要求	58
(2) 県への応援の要求	58
(3) 事務の一部の委託	58
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	59
6 市の行う応援等	59

(1) 他の市町村に対して行う応援等	59
(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等	59
7 ボランティア団体等に対する支援等	59
(1) 自主防災組織等に対する支援	59
(2) ボランティア活動への支援等	60
(3) 民間からの救援物資の受入れ	60
8 住民への協力要請	60
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	61
<b>第1 警報の伝達等</b>	61
1 警報の内容の伝達等	61
(1) 警報の内容の伝達	61
(2) 警報の内容の通知	61
2 警報の内容の伝達方法	62
3 緊急通報の伝達及び通知	63
<b>第2 避難住民の誘導等</b>	64
1 避難の指示の通知・伝達	64
2 避難実施要領の策定	65
(1) 避難実施要領の策定	65
(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項	65
(3) 避難実施要領の内容の伝達等	66
3 避難住民の誘導	67
(1) 市長による避難住民の誘導	67
(2) 消防機関の活動	67
(3) 避難誘導を行う関係機関との連携	68
(4) 自主防災組織等に対する協力の要請	68
(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供	68
(6) 要配慮者への配慮	68
(7) 残留者等への対応	69
(8) 避難所等における安全確保等	69
(9) 動物の保護等に関する配慮	69
(10) 通行禁止措置の周知	69
(11) 県に対する要請等	69
(12) 避難住民の運送の求め等	70
(13) 避難の長期化への対処	70
(14) 避難住民の復帰のための措置	70
4 他市町村からの避難住民の受入れ	70
(1) 他市町村の避難住民の受入れ	70
(2) 避難施設の開設	71
<b>第5章 救援</b>	74

1	救援の実施	74
(1)	救援の実施	74
(2)	救援の補助	74
2	関係機関との連携	74
(1)	県への要請等	74
(2)	他の市町村との連携	74
(3)	日本赤十字社との連携	74
(4)	緊急物資の運送の求め	75
3	救援の内容	75
(1)	救援の基準等	75
(2)	救援における県との連携	75
4	医療救護活動	75
(1)	救護所の設置及び医療救護活動	75
(2)	患者等の搬送	76
(3)	医療資器材等の供給	76
(4)	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	76
5	遺体の埋葬及び火葬	76
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>77</b>
1	安否情報の収集	78
(1)	安否情報の収集	78
(2)	安否情報収集の協力要請	78
(3)	安否情報の整理	78
2	県に対する報告	78
3	安否情報の照会に対する回答	78
(1)	安否情報の照会に対する回答	78
(2)	安否情報の回答	79
(3)	個人の情報の保護への配慮	79
4	日本赤十字社に対する協力	79
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>80</b>
<b>第1</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>80</b>
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	80
(1)	武力攻撃災害への対処	80
(2)	知事への措置要請	80
(3)	対処に当たる職員の安全の確保	80
2	武力攻撃災害の兆候の通報	80
(1)	市長への通報	80
(2)	知事への通知	80
<b>第2</b>	<b>応急措置等</b>	<b>81</b>
1	退避の指示	81

## 目次

(1) 退避の指示	81
(2) 退避の指示に伴う措置等	81
(3) 安全の確保等	81
<b>2 警戒区域の設定</b>	<b>82</b>
(1) 警戒区域の設定	82
(2) 警戒区域の設定に伴う措置等	82
(3) 安全の確保等	83
<b>3 応急公用負担等</b>	<b>83</b>
(1) 市長の事前措置等	83
(2) 応急公用負担	83
<b>4 消防に関する措置等</b>	<b>83</b>
(1) 市が行う措置	83
(2) 消防機関の活動	83
(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請	84
(4) 緊急消防援助隊等の応援要請	84
(5) 消防の応援の受入れ体制の確立	84
(6) 消防の相互応援に関する出動	84
(7) 医療機関との連携	84
(8) 安全の確保	84
<b>第3章 生活関連等施設等における災害への対処等</b>	<b>86</b>
<b>1 生活関連等施設の安全確保</b>	<b>86</b>
(1) 生活関連等施設の状況の把握	86
(2) 消防機関による支援	86
(3) 市が管理する施設の安全の確保	86
<b>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</b>	<b>86</b>
(1) 危険物質等に関する措置命令	86
(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告	87
<b>3 化学工場等に係る武力攻撃災害の発生防止</b>	<b>87</b>
<b>4 港湾施設に係る武力攻撃災害の発生防止</b>	<b>87</b>
<b>第4章 NBC攻撃による災害への対処等</b>	<b>88</b>
<b>1 NBC攻撃による災害への対処</b>	<b>88</b>
(1) 応急措置の実施	88
(2) 国の方針に基づく措置の実施	88
(3) 関係機関との連携	88
(4) 汚染原因に応じた対応	88
(5) 市長の権限	89
(6) 要員の安全の確保	90
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	<b>91</b>
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>92</b>

1	保健衛生の確保	92
	(1) 保健衛生対策	92
	(2) 防疫対策	92
	(3) 食品衛生確保対策	92
	(4) 飲料水衛生確保対策	92
	(5) 栄養指導対策	92
2	廃棄物の処理	92
	(1) 廃棄物処理の特例	93
	(2) 廃棄物処理対策	93
3	文化財の保護その他の措置	93
	(1) 市指定文化財の保護のための措置	93
	(2) 動物愛護対策等の実施	93
4	ボランティア受入れ計画	94
	(1) 安全の確保	94
	(2) 市ボランティアセンターの設置	94
<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	96
1	生活関連物資等の価格安定	96
2	避難住民等の生活安定等	96
	(1) 被災児童生徒等に対する教育	96
	(2) 公的徴収金の減免等	96
3	生活基盤等の確保	96
	(1) 水の安定的な供給	96
	(2) 公共的施設の適切な管理	96
4	相談所の開設等	96
	(1) 相談所の開設	97
	(2) 相談所の運営	97
<b>第11章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	98
	(1) 特殊標章等	98
	(2) 特殊標章等の交付及び管理	99
	(3) 特殊標章等に係る普及啓発	99
<b>第4編</b>	<b>復旧等</b>	101
<b>第1章</b>	<b>応急の復旧</b>	101
1	基本的考え方	101
	(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等	101
	(2) 通信機器の応急の復旧	101
	(3) 県に対する支援要請	101
2	公共的施設の応急の復旧	101
<b>第2章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	102

## 目次

(1) 国における所要の法制の整備等	102
(2) 市が管理する施設及び設備の復旧	102
<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	<b>103</b>
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	103
(1) 国に対する負担金の請求方法	103
(2) 関係書類の保管	103
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	103
(1) 損失補償	103
(2) 実費弁償	103
(3) 損害補償	103
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	103
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>	<b>105</b>
1 緊急対処事態	105
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	105

# 第 1 編

## 総論



# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

我が国の平和と安全を確保するためには、日本国政府の平素からの外交努力により、武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民に被害が及ぶ事態が発生し、又はそのおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務がある。

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

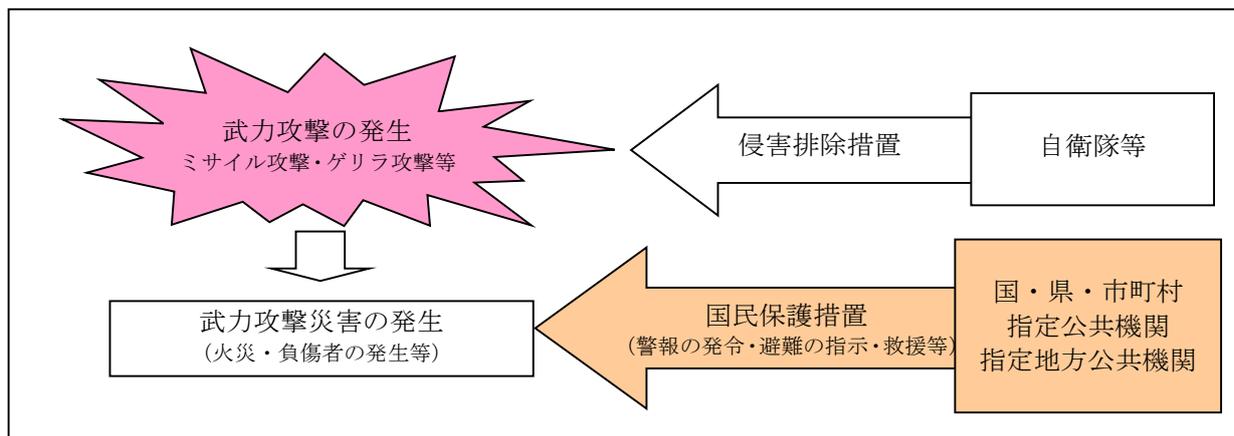
#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市国民保護計画は、国民保護法第35条の規定に基づいて作成するものであり、本市における国民保護措置の実施に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 【武力攻撃事態における国民保護の位置づけ】



## 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

※ 資料編については、別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、随時、情報を更新する。

## 3 糸魚川市地域防災計画等との関連

糸魚川市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、自然災害等から市民等の生命・財産を守るため、災害対策基本法に基づき作成されたものであり、市国民保護計画とは別の法体系によるものである。

しかし、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等これらへの対処に関しては類似性が想定されるため、市国民保護計画の定めのない事項については、災害等の状況に応じて市地域防災計画その他関係法令等の定められた措置に準じた措置を講ずるなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

## 4 市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練

の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、市国民保護計画の見直しに当たっては、糸魚川市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

## （2）市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表する。

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。

## 5 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

（計画関連）

用語	意義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、事態認定及び当該事態等への対処に関する全般的な方針について政府が定める基本的な方針
事態対策本部長	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる事態対策本部長
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して政府が定める基本的な方針
国民保護計画	指定行政機関、都道府県、市町村が基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
国民保護業務計画	指定公共機関、指定地方公共機関が、その業務に関し、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
市民等	市内に居住する人（外国人居住者を含む。）、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内の全ての人のこと

## 第1編 総論

### (武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
NBC攻撃	核兵器、生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃 (N：核兵器 B：生物兵器 C：化学兵器)
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報のこと
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

### (避難・救援関連)

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
避難措置の指示	対策本部長が都道府県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講ずるよう行う指示
避難の指示	避難措置の指示を受けた都道府県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路・手段を示し、避難するよう行う指示
避難実施要領	管内住民に避難の指示があった市町村長が住民の誘導方法などを定めたもの
避難施設	住民を避難させ、また救援を行うため、都道府県知事があらかじめ指定した施設
緊急通報（武力攻撃災害緊急通報）	都道府県知事が、武力攻撃災害による危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに発令する、武力攻撃災害の現状及び予測等に関する通報
警戒区域	都道府県知事及び市町村長が、武力攻撃災害による危険を防止するために設定し、立入禁止や退去を命じる区域のこと

用語	意義
避難の指示	都道府県知事・市町村長が非難の支持を待つ暇がない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域の住民に対して行う退避（屋内への退避を含む）の指示
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のこと（災害対策基本法第8条第2項関係）

（関係機関・施設関連）

用語	意義
指定行政機関	事態対処法第2条第5号の規定により、政令で指定された国の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の31機関
指定地方行政機関	事態対処法第2条第6号の規定により、政令で指定された国の地方機関 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の25機関
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第7号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道府県知事が指定する機関
生活関連等施設	発電所やガスホルダーなど、その安全を確保しなければ、国民生活に著しい使用を及ぼすもの及び周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれのあるもの

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用や保管及び土地、家屋の使用等、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限るものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続のもとに行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 市民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的

に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性等への配慮

本市は、日本海に面する長大な海岸線を有し、地方港湾である姫川港、北陸自動車道、一般国道8号及び一般国道148号、北陸新幹線、えちごトキめき鉄道の日本海ひすいライン、JR大糸線などの交通拠点も存在する。さらに、本市は、中山間地が多く、また、豪雪地帯であり冬期の気象状況が厳しい。

市は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地理的・社会的特性に十分配慮のうえ、適切な対処に努める。

(10) 初動体制の充実

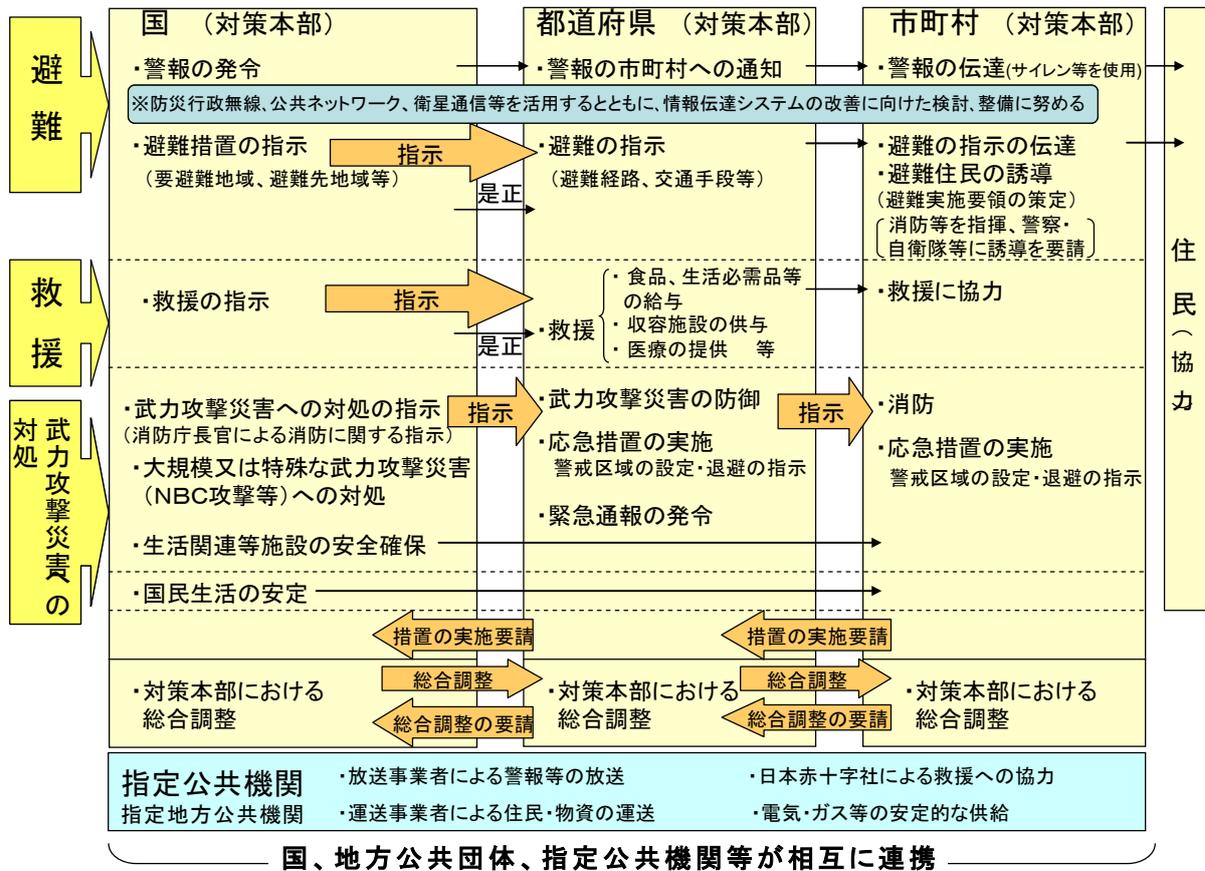
市は、武力攻撃等が発生した場合又はその兆候に関する情報を入手した場合は、速やかに国、県及び関係機関と情報共有を行い、国民保護措置の迅速かつ的確な実施が図られるよう、初動体制の確立に努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておくものとする。

※ [国民保護措置の全体の仕組み]

国民の保護に関する措置の仕組み



## 1 各機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
糸魚川市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水道施設の安全確保及び水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
新潟県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置のその他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第1編 総論

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区 警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
信越総合 通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律 に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東 財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 地方公共団体に対する普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の上会
東京税関	1 輸入物資の通関手続
関東信越 厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
新潟労働局	1 被災者の雇用対策
北陸農政局	1 武力攻撃災害対策用の食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林 管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済 産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業 保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対応 2 危険物等の保全
北陸地方 整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越 運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京管区 气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供

第九管区 海上保安 本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</li> <li>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</li> <li>3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指示等</li> <li>4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示</li> <li>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ol>
関東地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</li> </ol>

## 【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究 機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害に関する指導、助言等</li> </ol>
放送事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</li> </ol>
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送</li> <li>2 旅客及び貨物の運送の確保</li> </ol>
電気通信 事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</li> <li>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</li> </ol>
電気事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気の安定的な供給</li> </ol>
ガス事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガスの安定的な供給</li> </ol>
水道事業者 水道用水供 給事業者 工業用水道 事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水の安定的な供給</li> </ol>
日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便の確保</li> </ol>
一般信書 便事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 信書便の確保</li> </ol>
病院その他 の医療機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療の確保</li> </ol>
道路、港湾、 空港の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、港湾及び空港の管理</li> </ol>
日本 赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援への協力</li> <li>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</li> </ol>
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</li> <li>2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</li> </ol>

## 第4章 糸魚川市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地勢

糸魚川市は、新潟県の最西端に位置し、南は長野県、西は富山県と接している。市域の北は日本海に面し、中部山岳国立公園と妙高戸隠連山国立公園、親不知・子不知県立自然公園、久比岐・白馬山麓県立自然公園を有し、海岸、山岳、溪谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれている。

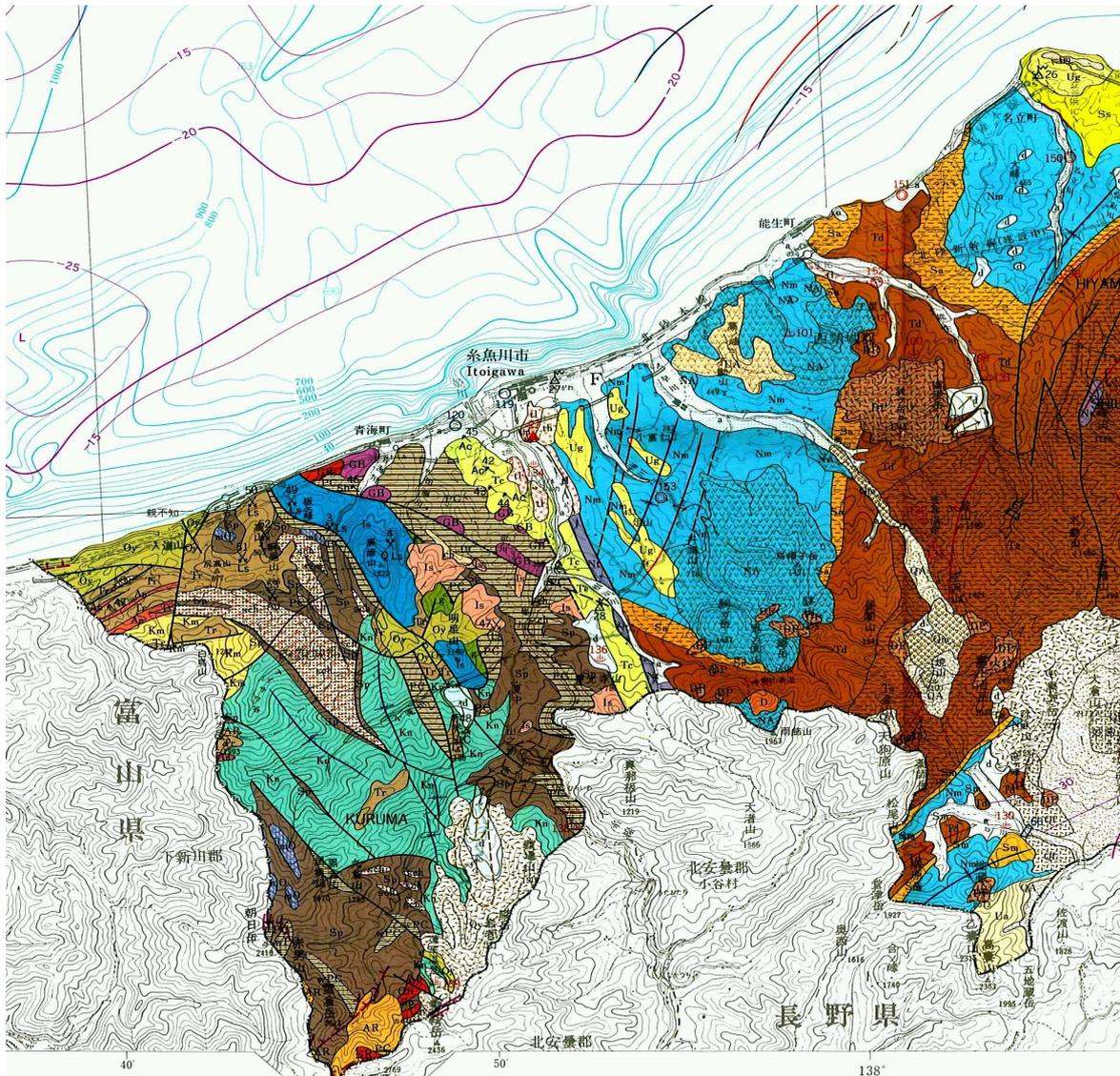
また、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源や水資源など地域資源が豊富で、フォッサマグナについては日本列島生誕の謎を秘めた世界的な学術資源となっている。

その反面、地すべり、高潮などの風水害等の自然災害が発生しやすく、また、豪雪地帯であることから、住民生活に大きな影響をもたらしています。

■ 市域の国立公園等  
(新潟県地質図2000年版景観資源図より抜粋し、一部追記)



地質図 (新潟県地質図 2000年版 地質断面図より抜粋)



新 生 代	完新世	火山噴出物	白亜紀	火山岩・火砕岩類	深成岩類
	a 沖積層	QA 焼山溶岩	Tr 手取層群 (泥岩・砂岩・礫岩)	Oy 親不知火山岩類	GR 青海花崗岩
	d 岩屑堆積物	Qo 焼山泥流	ジュラ紀		
			Ka 糸馬層群・非海成 (礫岩・砂岩・泥岩)	Km 糸馬層群・海成 (泥岩・砂岩・礫岩)	
第 四 紀	更新世	火山噴出物	ベルム紀～石炭紀	変成岩類	変成岩類
	a1 低位段丘堆積物 (礫・砂・泥)	Qs 白馬大池火山噴出物	ls 石灰岩	wPC 弱変成岩	Sp 蛇紋岩
	ta 中段段丘堆積物 (礫・砂・泥・褐色土)	UA 安山岩	r 緑色岩	sch 結晶片岩	
	tb 高位段丘堆積物 (礫・砂・赤色土)		pr 砂岩・頁岩	GB はんれい岩	
第 三 紀	Ug 烏ヶ首層 (礫・砂・シルト互層)		ch チャート	ao 変成オフィオライト	
	Ss 谷浜層 (砂質シルト岩)				
	新第三紀	買入岩類			
	Nm 名立層 (泥岩)	NA 海川火山岩類	D デイサイト		
第 三 紀	Sa 川詰層 (砂岩泥岩互層)		DP 閃緑ひん岩		
	Td 能生谷層 (黒色泥岩)		An 安山岩		
	Ts 難波山層 (砂岩泥岩互層)				
	Nt 七谷層 (暗灰色泥岩)	古第三紀 (火山岩・火砕岩類)			
第 三 紀	Te 津川層 (火山岩・火砕岩類)	Is 石板流紋岩			
		AR 朝日流紋岩			

# 第1編 総論

## (2) 気候

本市は、北陸特有の気候で四季の変化が著しい。

春秋は、比較的晴天の日が多く温暖であり、梅雨時期における降雨量もそれ程多くないが、近年、局地的、集中的に降ることが多い。

夏は、高温多湿で、台風も数個襲来し、冬は西高東低の気圧配置の日が多く季節風が強い。過去の気象概況は下記のとおりである。

(標準的な観測所として、糸魚川市消防本部における観測記録を掲載)

### ■ 気象概要

観測地：糸魚川市消防本部、累雪量のみ糸魚川市役所

	気温(℃)			降雨量等(mm)		累雪量 (cm)	最多 風向	瞬間最大 風速(m/s)
	平均	最高	最低	総数	日最大			
平成 17	13.7	34.8	-3.5	2,593.0	102.5	383	南南東	南南東 19.1
18	13.6	35.3	-4.7	1,945.0	82.0	26	南南東	南南東 38.3
19	14.2	34.9	-1.5	2,159.0	118.0	108	南南東	南南東 35.0
20	13.9	33.9	-3.0	1,930.0	96.0	26	南南東	西 29.4
21	14.0	36.8	-3.6	1,981.0	64.5	160	南南東	南西 33.5
22	14.3	35.3	-3.6	2,330.5	75.0	112	南南東	南南東 39.9
23	13.8	36.1	-4.4	2,603.0	109.5	231	南南東	西南西 32.7
24	13.7	36.3	-5.4	2,338.0	86.5	139	南南東	南南東 40.6
25	14.0	35.7	-3.5	2,370.0	71.5	83	南南東	南南東 35.6
26	13.8	36.8	-3.3	2,414.5	89.0	164	南南東	西南西 29.0
27	15.6	37.4	-2.0	1,416.5	52.5	95	南	南南東 36.8
28	14.6	35.9	-2.9	2,117.0	60.0	87	南	南西 40.2
29	13.9	36.3	-3.0	2,646.5	214.0	258	南	南西 33.2
30	14.5	37.8	-4.5	2,233.5	101.5	94	南	南 35.0
31 R元	14.6	38.0	-2.5	2,339.0	114.5	26	南	西 31.1
2	14.9	36.8	-4.5	2,377.5	77.5	288	南	南 32.6

※ 累雪量のみ年度、その他は暦年で記載

## (3)人口・世帯数

少子高齢化の急速な進展と、若年層の流出等により人口の減少が続いている。

一方、生活様式の都市化、住民意識の変化等により核家族化が進み、人口の減少に対して世帯数は増加傾向にあるが、山間地域においては他地域への転居等により依然として減少傾向が強く、集落機能の維持すら困難となる集落もある。

■ 総人口 (単位：人)

	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
糸魚川地域	32,931	32,003	30,277	29,371	27,288
能生地域	11,334	10,858	10,078	9,317	8,542
青海地域	10,515	10,160	9,489	9,014	8,332
合 計	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162

(国勢調査)

■ 世帯数 (単位：世帯、人)

		1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
糸魚川地域	世帯数	10,561	10,863	10,765	11,037	10,485
	世帯人員	3.12	2.95	2.81	2.66	2.60
能生地域	世帯数	3,292	3,259	3,279	3,093	3,002
	世帯人員	3.45	3.33	3.07	3.01	2.85
青海地域	世帯数	3,535	3,570	3,364	3,303	3,212
	世帯人員	2.97	2.85	2.82	2.73	2.59
合 計	世帯数	17,378	17,692	17,408	17,433	16,699
	世帯人員	3.15	3.00	2.86	2.74	2.64

(国勢調査)

■ 年齢三区分別人口

	1995年 (平成7年)		2000年 (平成12年)		2005年 (平成17年)		2010年 (平成22年)		2015年 (平成27年)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
年少人口 (0～14)	8,101	14.8	6,983	13.2	6,181	12.4	5,591	11.7	4,816	10.9
生産年齢人口 (15～64)	33,917	61.9	31,636	59.6	28,284	56.7	26,353	55.3	22,942	52.0
老年人口 (65～)	12,762	23.3	14,402	27.2	15,379	30.9	15,702	32.9	16,346	37.0
不明	—	—	—	—	—	—	56	0.1	58	0.1
合 計	54,780	100.0	53,021	100.0	49,844	100.0	47,702	100.0	44,162	100.0

(国勢調査)

# 第1編 総論

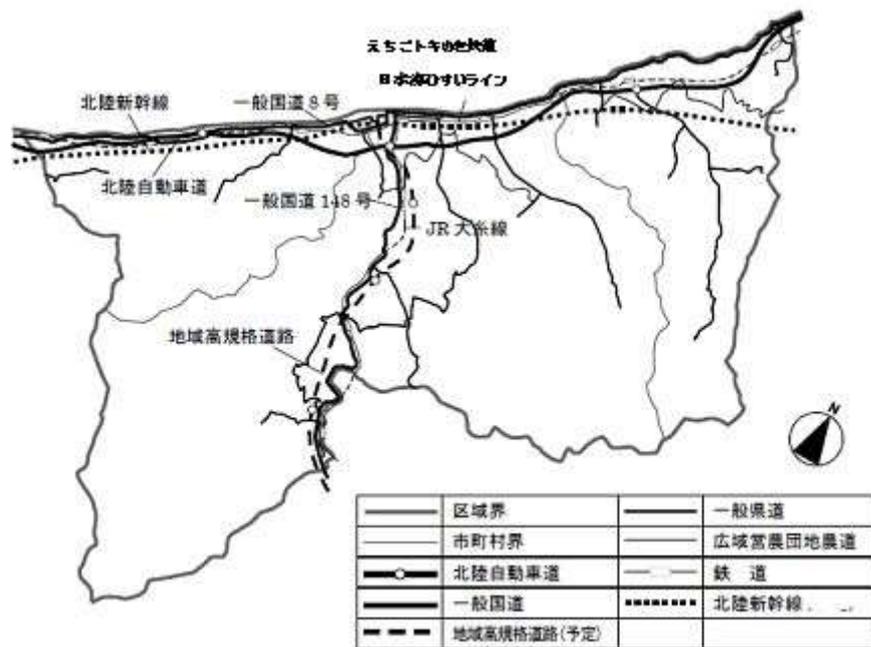
## (4) 公共交通ネットワーク

一般国道8号は市域内の海岸線を東西に走り、各地域を相互に結ぶ基幹道路として重要な役割を果たしている。一般国道148号は、中部圏域との交流に欠かせない道路である。

また、高速交通網の要である北陸自動車道が一般国道8号と並行して東西に走り、一般国道148号と並行する地域高規格道路の整備に向けた取組みを推進している。

地域内では一般国道と一般県道が櫛状に接続され、それらを補完する市道、広域農道などが縦横に走っている。

鉄道では平成27年3月に北陸新幹線が開業し、在来線は、えちごトキめき鉄道の日本海ひすいラインとJR西日本の大糸線が運行されている。



(5) 港湾の位置図等

当市の港湾は、地方港湾として姫川港が所在する。



(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設としては、当市の近隣市である上越市に陸上自衛隊高田駐屯地が所在し、陸上自衛隊東部方面隊第12旅団第2普通科連隊と陸上自衛隊東部方面隊第1施設団第5施設群が駐屯している。

(7) その他

市内には、化学工場施設のほか、ガス貯蔵施設、水源施設等を有している。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

#### ① 着上陸侵攻

敵国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸侵攻に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

#### ② グリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動を予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定され、事態の状況により、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要となる。

#### ③ 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

#### ④ 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であ

るが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃の恐れがある場合は、被害が拡大する恐れがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

## 2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

### ① 危険物を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊といった事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

### ② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほかに、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

### ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭素菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

### ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。



## 第 2 編

平素からの備えや予防



## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備に係る業務を行うものとする。

##### 【市の各部課室における業務】

部局名	平素の業務
消防本部 消防防災課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・ 市国民保護対策本部に関する事</li> <li>・ 避難実施要領の策定に関する事</li> <li>・ 物資及び資材の備蓄等に関する事</li> <li>・ 国民保護措置についての訓練に関する事</li> <li>・ 国民保護に関する普及及び啓発に関する事</li> </ul>
総務部 総務課 財政課 能生事務所 青海事務所 企画定住課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安否情報の収集体制の整備に関する事</li> <li>・ 特殊標章等の交付に関する事</li> <li>・ 通信施設の管理に関する事</li> <li>・ データ通信網の機能確保に関する事</li> <li>・ 住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関する事</li> </ul>
市民部 福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアに関する事</li> <li>・ 要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> </ul>
市民部 健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> </ul>
市民部 市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難施設の運営体制の整備に関する事</li> </ul>

第2編 平素からの備えや予防

部局名	平素の業務
市民部 環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺体の埋葬に関する事</li> <li>・ 廃棄物処理に関する事</li> </ul>
産業部 農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運送業者との連絡調整に関する事</li> <li>・ 生活必需品の流通に関する事</li> <li>・ 農林水産施設の管理に関する事</li> <li>・ 食糧の流通に関する事</li> </ul>
産業部 建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、河川等の管理に関する事</li> </ul>
ガス水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市営ガス施設に関する事</li> <li>・ 市営水道施設に関する事</li> <li>・ 公共下水道施設等に関する事</li> </ul>
教育委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の安全教育に関する事</li> <li>・ 市立学校、教育施設の管理に関する事</li> <li>・ 文化財の保護に関する事</li> </ul>
消防本部 消防署 警防課 予防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）</li> <li>・ 住民の避難誘導に関する事</li> <li>・ 消防団への教育に関する事</li> <li>・ 24時間即応体制の確保に関する事</li> </ul>

**2 市職員の参集基準等**

## (1) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合の初動体制に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備するとともに、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、対応体制及びその参集基準等について下記のとおり定める。

なお、武力攻撃事態等が認定された場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、市は常備消防機関との連携を図りつつ、24時間即応可能な体制を確保する。

市の幹部職員等は、参集時の連絡手段として、携帯電話、メール等による連絡手段を確保する。

**【職員参集基準】**

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	総務部総務課及び消防本部消防防災課の職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

**【事態の状況に応じた初動体制の確立】**

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	市の全部課室での対応が必要な場合	②	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

※ ①、②の体制を整えるかどうかの判断は、危機管理監（防災減災担当）が行うものとする。

## (2) 代替職員、交代要員等

市の幹部職員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

## 第2編 平素からの備えや予防

併せて、市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

### 【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長（市長）	副市長	危機管理監（防災減災担当）
副本部長（副市長）	危機管理監（防災減災担当）	危機管理監（総務担当）
本部員(各部課長等)	課長補佐等	その都度本部長が指名するもの

## 3 消防機関の体制

### (1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署等における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防機関における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防機関との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当部局を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

[国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧] ※ 表中「法」は、国民保護法を指す。

		担当部局
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項) 土地等の使用に関する事。 (法第82条) 応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	総務部 産業部 市民部 ガス水道局
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)	市民部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) 医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)	総務部 市民部
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		該当部局
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		該当部局

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置における個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

**3 近接市町村との連携**

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

**4 指定公共機関等との連携**

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について定期的に最新の情報を把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のための締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに

## 第2編 平素からの備えや予防

に、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

### **5 ボランティア団体等に対する支援**

#### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対しての研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

#### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

#### 【施設・設備面】

- 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関係機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- 武力攻撃災害時において確実に利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

#### 【運用面】

- 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合等を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- 通信訓練の実施に当たっては、地理的条件や交通事情等を勘案し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報伝達、避難先施設

との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

- 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

### (3)情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1)警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

### (2)防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

### (3)県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて上越海上保安署との協力体制を構築する。

## 第2編 平素からの備えや予防

### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

### (6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

## **3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**

### (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、県に報告することとする。

【 収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
  - ① 氏名
  - ② フリガナ
  - ③ 出生の年月日
  - ④ 男女の別
  - ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
  - ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
  - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑧ 負傷（疾病）の該当
  - ⑨ 負傷又は疾病の状況
  - ⑩ 現在の居所
  - ⑪ 連絡先その他必要情報
  - ⑫ 親族、同居者への回答の希望
  - ⑬ 知人への回答の希望
  - ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民  
（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）
  - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑯ 遺体が安置されている場所

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

**4 被災情報の収集・報告に必要な準備**

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
糸 魚 川 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日 時 分

(2) 発生場所 糸魚川市

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じて担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国・県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、上越海上保安署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

## 第2編 平素からの備えや予防

### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

### (3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易になるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。この際、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 市の地図
- 区域内の人口分布（男女別）
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿等を活用しつつ、避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### ※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重

## 第2編 平素からの備えや予防

要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校や各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会事務局など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、上越海上保安署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況並びに要配慮者の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県からの救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### (2) 基本的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

#### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

##### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 輸送力に関する情報<ul style="list-style-type: none"><li>① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶等）の数、定員</li><li>② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など</li></ul></li><br/><li>○ 輸送施設に関する情報<ul style="list-style-type: none"><li>① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）</li><li>② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）</li><li>③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）</li></ul></li></ul> |
|---|

##### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

#### 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

#### 6 医療救護体制の整備

##### (1) 医療救護体制の確立

市は、県が行う医療救護体制の整備に協力する。また、市は、県の医療救護体制の整備に当たって、初期救急医療活動を行う救護所の指定、救護所のスタッフ編成、救護所予定施設の点検等に努める。

##### (2) 救護所の設置準備

- ① 救護所における活動

## 第2編 平素からの備えや予防

救護所においては、初期救急医療としてトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動を実施する。

### ② 救護所設置予定施設の指定

市は、避難施設に指定された学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知するものとする。

### ③ 救護所設置予定施設の点検

市は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平素から救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。また、降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策にも留意する。

### (3) 救護所等の医療資機材の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資機材の確保のための計画を定めるように努める。

## 7 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### ※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	県民生活・環境部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	県民生活・環境部

	4号	高圧ガス	経済産業省	県民生活・環境部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇物（医療品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	福祉保健部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2)市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び上越海上保安署との連携を図る。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。なお、備蓄等に当たっては、男女のニーズの違いにも留意する。

#### 1 市における備蓄

##### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

##### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

##### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接な連携のもとで対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

#### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

##### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

##### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 豪雪地域の体制整備

積雪期の武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害が雪害と重なり、より大きな被害を地域に及ぼすとともに、住民の避難を行ううえでも大きな支障となることが予想される。

このため、市は、除排雪体制の強化、緊急活動体制の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の武力攻撃災害の軽減を図る。

### 1 除排雪体制・施設整備等の推進

市は、積雪期の武力攻撃事態等に備え、一般国道、県道、高速自動車道の各道路管理者との緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進し、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

また、市は、国、県と連携のうえ、雪崩等による交通遮断を防止するため、道路防雪施設の整備に努める。

### 2 緊急活動体制の整備

市は、国、県の道路管理者等と相互に協議のうえ、初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網図を策定するとともに、雪上交通手段の確保、通信手段の確保、避難所体制の整備、積雪期用資機材の備蓄等、積雪期の武力攻撃災害に備えた緊急活動体制の整備に努める。

### 3 総合的な雪対策の推進

積雪期における武力攻撃災害を最小限化するためには、除排雪体制の整備をはじめとした雪対策の総合的、長期的推進を図り、平素から雪に強い町づくりをこころがける必要がある。

このため、市は、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

## 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、研修会等を通じて、市国民保護計画の周知に努める。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイルの場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。



# 第 3 編

## 武力攻撃事態等への対処



## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

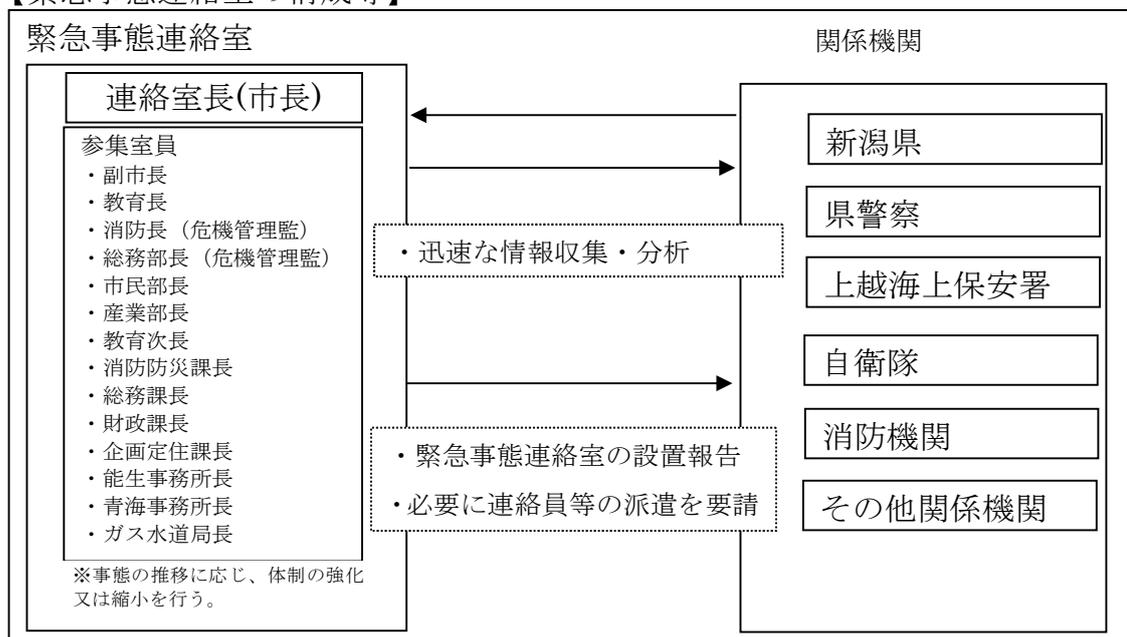
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

##### (1) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の危機管理に不可欠な少数人数の要員により構成する。

#### 【緊急事態連絡室の構成等】



### 第3編 武力攻撃事態等への対処

※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

#### (2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市町村対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

#### (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

#### (4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

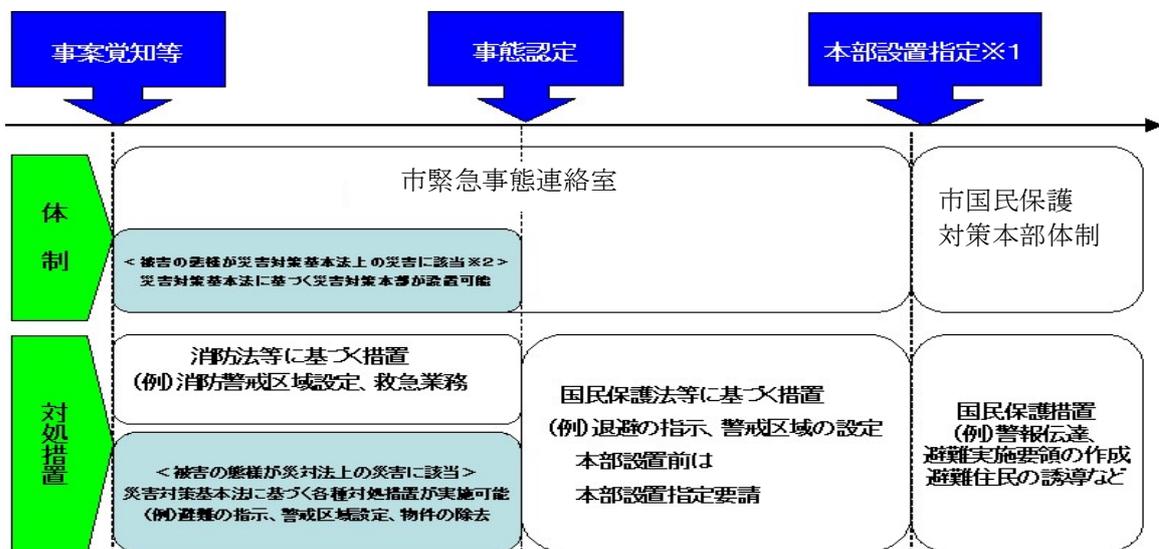
#### (5) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前の災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射状物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

**2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応**

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市役所に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等、必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状況を確認）。

市長は、市対策本部を設置しようとするとき又は設置したときは、庁内放送等により各部局等に周知を行うとともに、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市役所内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1順位〕・・・糸魚川市消防本部

〔第2順位〕・・・糸魚川市青海事務所

〔第3順位〕・・・糸魚川市能生事務所

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に情報提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(3) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総

合調整を行う。

#### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

#### ③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

#### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

#### ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (4) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## **2 市対策本部の組織及び分掌事務**

#### (1) 市対策本部の組織構成

市対策本部の組織構成及び運営については、資料編に記載のとおりとする。

(2)部

① 部の設置

国民保護措置の全庁的な推進を図るため、市対策本部に部を置く。

各部に部長を置き、部長は市対策本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。部長及び部長の職務代理については、資料編別表に掲げる者をもって充てる。

② 各部の組織及び分掌事務

部に班を置き、班は班長及び班員で構成する。各班の班長及び班員の構成及び各班の主な分掌事務については、資料編別表に記載のとおりとする。

(3)市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

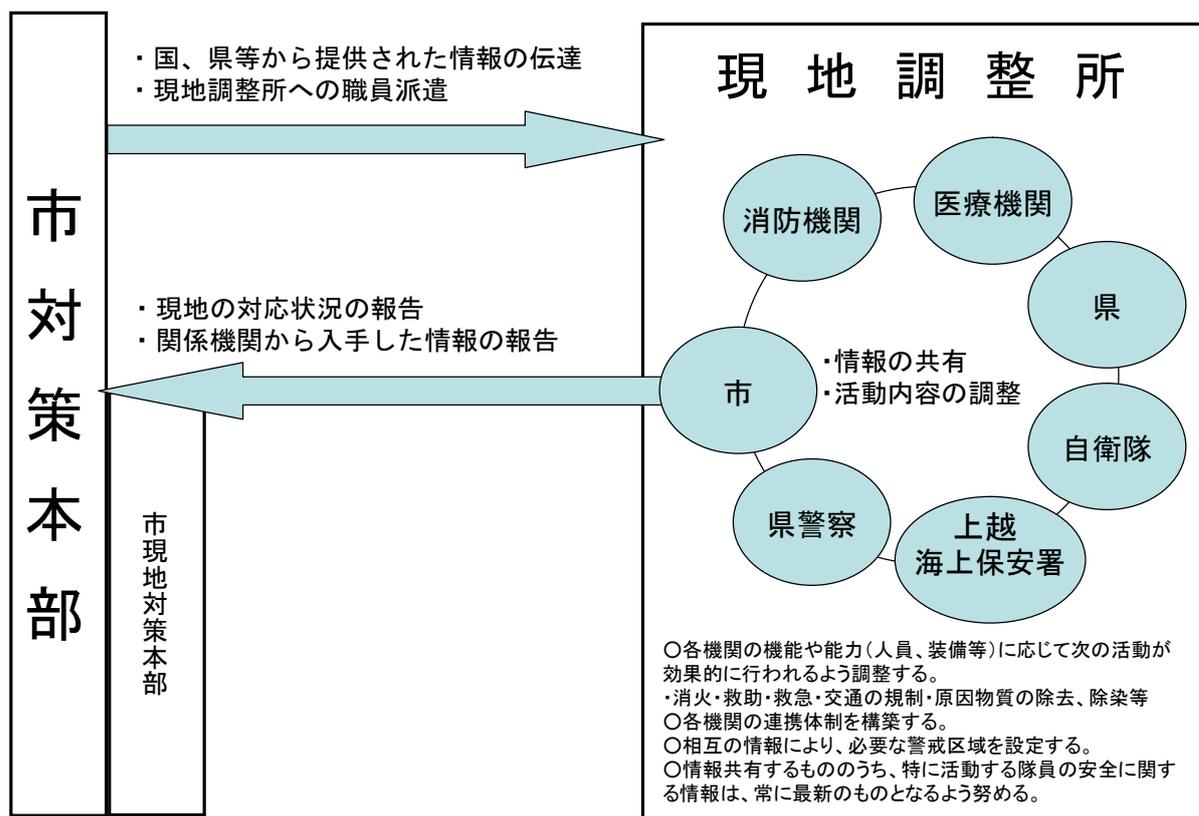
(4)市地域本部の設置

市長は、必要があると認めるときには、地域本部を置き、地域本部の長は、地域事務所の長をもって充てる。地域本部長は市対策本部の命を受け、地域本部の事務を掌理し、地域本部員を指揮監督する。

また、地域本部に地域本部副本部長を置き、地域副本部長は地域本部長を補佐し、地域本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(5)現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減のため、現場における現地関係機関（県、消防機関、県警察、上越海上保安庁、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地であ活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、（又は現地関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行うものとする。



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において、情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化が図られることとなる。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における対処措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

### 3 会議の開催

#### (1) 市対策本部会議

市対策本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じて市対策本部会議を招集する。市対策本部会議の構成は、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部長がその都度指示する市対策本部員とする。

#### (2) 連絡調整会議

市対策本部事務局は、国民保護措置について各部との連絡調整を図るため、必要に応じて連絡調整会議を招集する。連絡調整会議は、市対策本部事務局がその都度指示する各部及び各部門の班長等で構成する。

#### 4 通信の確保

##### (1) 情報通信手段の確保

市は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の活用、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

##### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県にその状況を連絡する。

##### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国の事態対策本部及び県の対策本部との連携

##### (1) 国の事態対策本部及び県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の事態対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

#### 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### (1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

##### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

##### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市の協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った

場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1)市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2)市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 市の行う応援等

- (1)他の市町村に対して行う応援等
- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
  - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに公示を行い、県に届け出る。
- (2)指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
- 市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1)自主防災組織等に対する支援
- 市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の内容の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

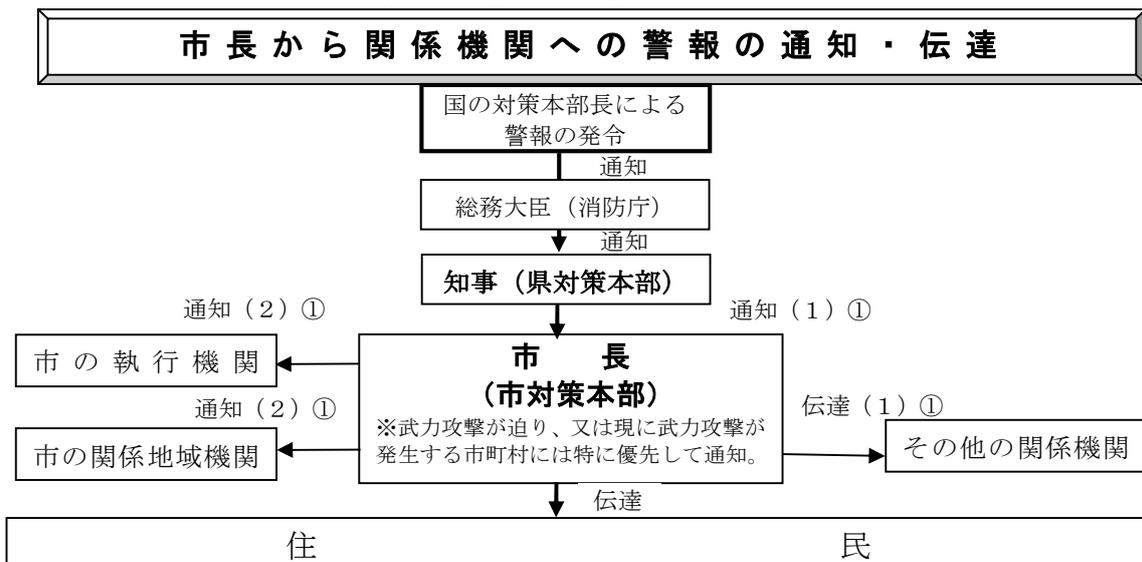
##### (1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ① 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.itoigawa.niigata.jp>）に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※ 市長は、ホームページ（<http://www.city.itoigawa.niigata.jp>）に警報の内容を掲載。

※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等を用いて、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行なうなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場

合と同様とする。)

### **3 緊急通報の伝達及び通知**

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

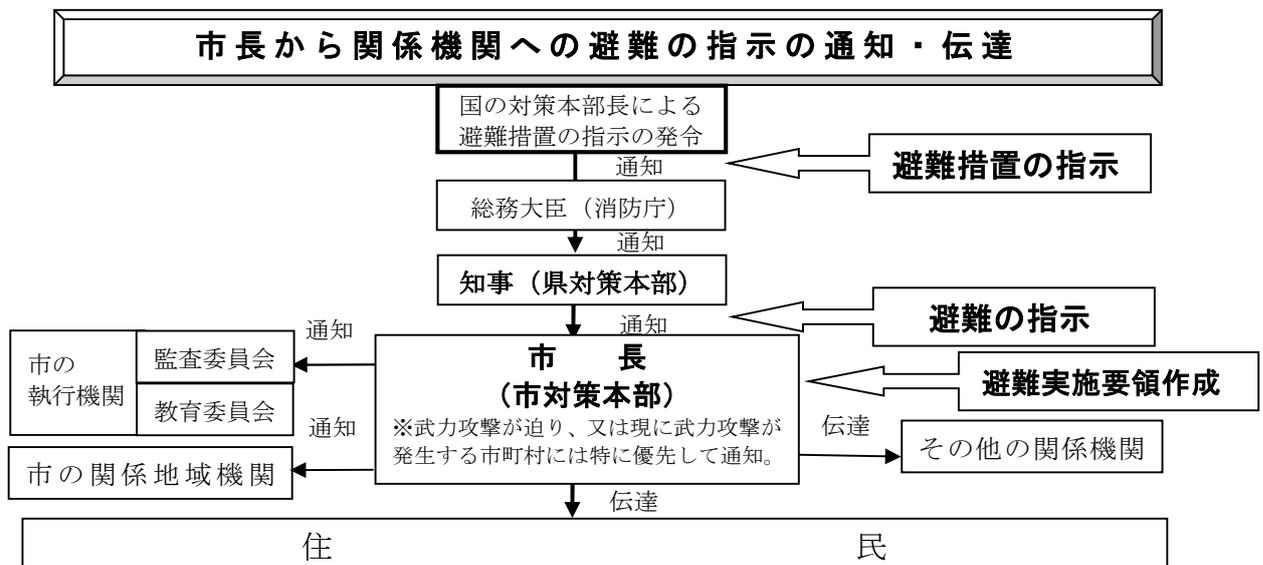
## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

**2 避難実施要領の策定**

## (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、上越海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正するものとする。

なお、積雪期においては、避難の経路や交通手段が限定されることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定に当たっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮するものとする。

## ※ 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

## ※ 【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

## (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に留意して行う。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態の決定)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）  
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

#### ※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

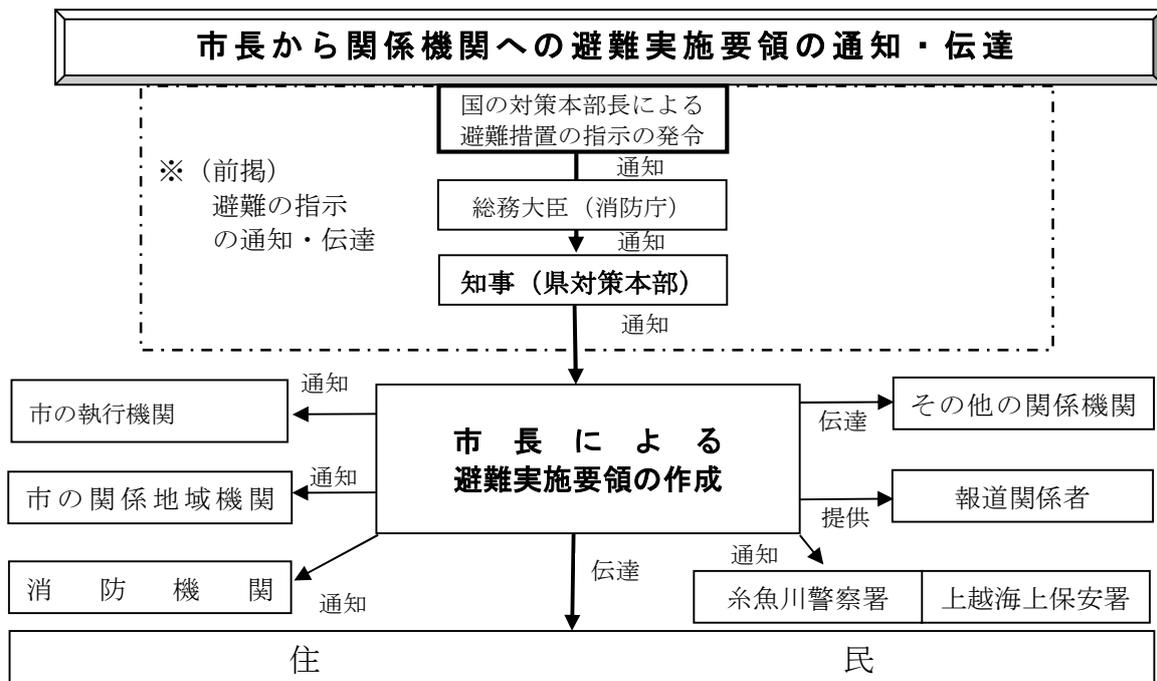
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

#### (3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、糸魚川警察署長、上越海上保安署長及び自衛隊新潟地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行うものとする。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、糸魚川警察署長、上越海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

#### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供するものとする。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

#### (6) 要配慮者への配慮

市長は、要配慮者の避難を万全に行うため、要配慮者者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体及び国際交流協会等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

##### ① 要配慮者の避難

市は、武力攻撃災害の発生等により住民避難が必要となった場合、要配慮者の避難に当たっては、日頃から交際のある近隣住民や自主防災組織、国際交流協会の協力を得るとともに、要配慮者が属する自治会、町内会等を単位とした集団避難を行うよう努めるものとする。

##### ② 武力攻撃災害発生後の安否確認

市は、県と連携のうえ、要配慮者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、その安否確認に努める。

市は、安否確認に当たっては、必要に応じて自治会長、民生委員、近隣住民、自主防災組織、国際交流協会等の協力を得るものとする。

③ 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、県と連携のうえ、避難所及び要配慮者の自宅等に保健師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握するとともに、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 危険動物等の逸走対策
- 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るものとする。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して知事に応援を要請する。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

#### (13) 避難の長期化への対処

##### ① 県、市のとるべき措置

住民の避難が長期化した場合は、市は、県と協力のうえ、避難所運営にあたって以下の点に留意するものとし、要配慮者の処遇や男女のニーズの違いについて、十分に配慮する。

- 避難者の栄養、健康等の対策
- 避難所の衛生、給食、給水等対策
- 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
- 避難所運営に伴う各機関への協力要請

##### ② 避難所における住民の協力

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、以下の点について協力するよう要請する。また、市は平時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- 自治組織の結成とリーダーの協力
- ごみ処理、洗濯、入浴、トイレ使用等生活上のルール遵守
- 要配慮者への配慮
- その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

#### (14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

## **4 他市町村からの避難住民の受入れ**

#### (1) 他市町村の避難住民の受入れ

市長は、他市町村からの避難住民を受け入れないことについて、正当な理由が

ある場合を除き、他市町村からの避難住民を受け入れなければならない。

(2) 避難施設の開設

市長は、他市町村からの避難住民を収容するため、安全かつ適切な避難所を選定し、開設するとともに避難所の開設状況について速やかに知事へ報告する。

弾道ミサイルによる攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

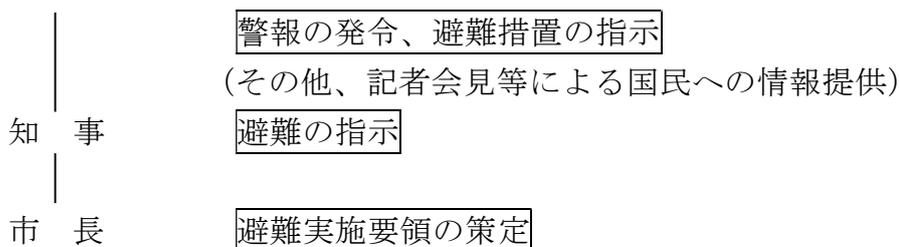
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

※弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。  
(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報の発令、避難措置を指示

対策本部長



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、上越海上保安署及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまきに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、上越海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

### 着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置

を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

**3 救援の内容**

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

**4 医療救護活動**

市は、武力攻撃災害が発生した場合、医療機関等関係機関と連携し、迅速に県が実施する避難住民等に対する医療に協力する。実施にあたっては、医療関係者に対し、安全の確保について十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

(1) 救護所の設置及び医療救護活動

- ① 市は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。
- ② 市は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県に支援要請を行うものとする。
  - 初期救急医療
  - 地域災害医療センター及び基幹災害医療センターへの移送手段
  - 医療救護活動の記録
  - 死亡の確認
  - 県への救護所の患者収容状況等の活動状況報告

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### (2) 患者等の搬送

市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には支援要請を行うものとする。

#### (3) 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合には県に支援要請を行うものとする。

#### (4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

##### ① 核攻撃の場合の医療活動の実施

- ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
- ・内閣総理大臣により被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

##### ② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

##### ③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

## **5 遺体の埋葬及び火葬**

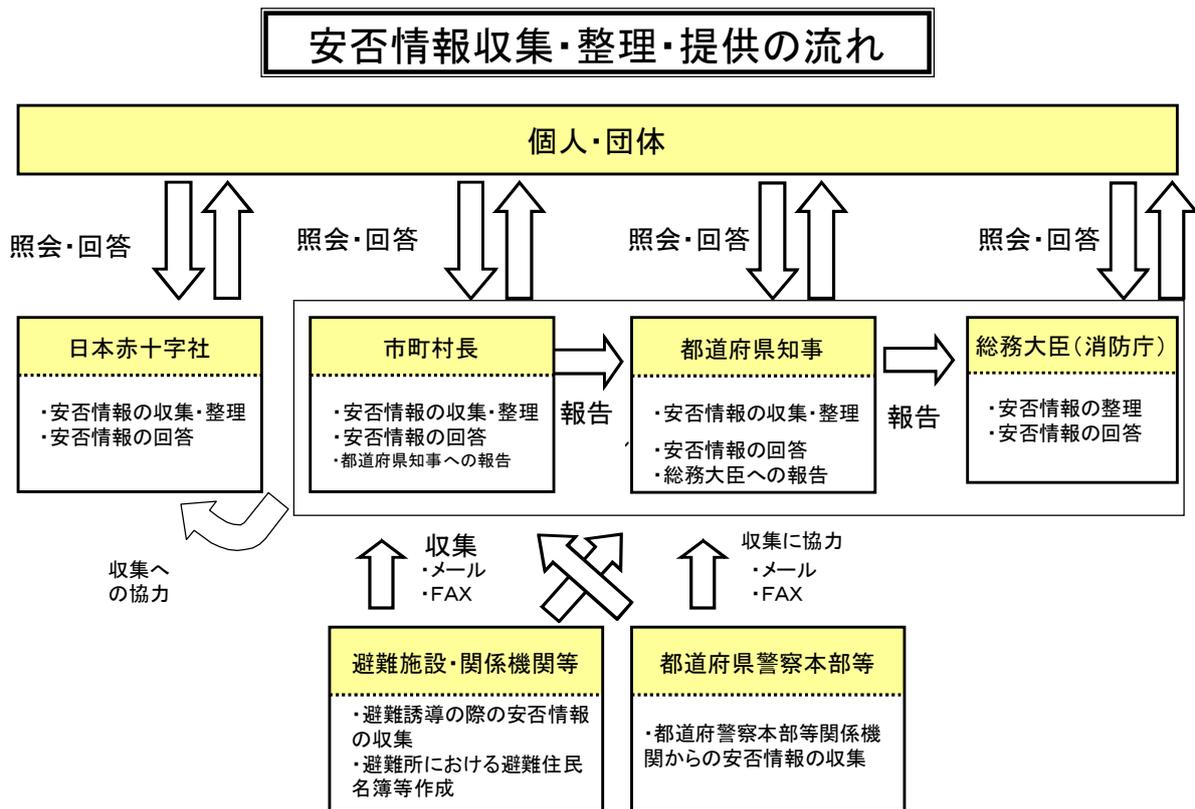
遺体は、安置場所から遺体搬送車両により搬送し、火葬することを原則とする。

市は、遺体搬送車両・骨つぼ等が不足する場合には、県に要請するものとする。また、死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、火葬許可手続きを簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議するものとする。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



**収集項目**

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
  - ① 氏名
  - ② フリガナ
  - ③ 出生の年月日
  - ④ 男女の別
  - ⑤ 住所（郵便番号を含む）
  - ⑥ 国籍
  - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑧ 負傷（疾病の）該当
  - ⑨ 負傷又は疾病の状況
  - ⑩ 現在の居所
  - ⑪ 連絡先その他必要情報
  - ⑫ 親族、同居者への回答の希望
  - ⑬ 知人への回答の希望
  - ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）
  - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑯ 遺体が安置されている場所

## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を、安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムができない場合は様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会に対する回答

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する

対応窓口は、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住基カード、マイナンバーカード等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

## (2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2) (3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、警察官、海上保安官又は消防吏員から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、）関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### [退避の指示の例]

- ・ 「糸魚川市〇〇町×丁目、△△町□丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- ・ 「糸魚川市〇〇町×丁目、△△町□丁目」地区の住民については、◇◇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### (2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (3) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、県警察、上越海上保安署、消防機関等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、上越海上保安署、自衛隊の意見を聞くなど安全

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退出方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、上越海上保安署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、上越海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3)安全の確保等

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

**3 応急公用負担等**

(1)市長の事前措置等

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2)応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

**4 消防に関する措置等**

(1)市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2)消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行なう。

#### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

#### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### (7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に市職員を派遣し、消防機関、県警察、上越海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、

連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行なうなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設等における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、上越海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

##### 【対象】

(1) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国

民保護法施行令第29条)

**【措置】**

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

**3 化学工場等に係る武力攻撃災害の発生防止**

市は、化学工場等に係る武力攻撃災害の対処について、市町村石油・化学工業地帯防災対策要領において青海地域の一部が地域指定を受けていることから、同要領及び市防災計画（化学工業地域災害対策編）に定める措置を行うことを基本とする。

また、化学工場等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、市町村石油・化学工業地帯防災対策要領及び市防災計画（化学工業地域災害対策編）に定める措置に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

**4 港湾施設に係る武力攻撃災害の発生防止**

姫川港の港湾施設に係る武力攻撃災害の対処について市は、港湾管理者である県と密接な連携を図り、施設周辺の住民に必要な退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うものとする。

## 第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、上越海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県糸魚川地域振興局健康福祉部及び県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入の禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

#### (6) 要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### ○ 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、上越海上保安署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

### 2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

**3 文化財の保護その他の措置**

(1) 市指定文化財の保護のための措置

市教育委員会は、市指定文化財に関し、武力攻撃災害による文化財被害のおそれのある場合には、国民保護法第125条の規定に基づいて、その所有者に対して被害防止のための措置を行うよう依頼する。また、当該依頼に応じて必要な措置を講じようとする市指定文化財の所有者から市教育委員会に対して支援の要請があった場合には、速やかにその要請に応じるよう努める。

(2) 動物愛護対策等の実施

① 動物愛護対策の実施

市は、動物愛護の観点から、県、獣医師会、動物関係団体、動物園等関係機関と協力して動物愛護対策を実施する。

市は、平素から県及び関係機関との役割分担の明確化や協力体制の整備を図るとともに、家庭動物等の保護等を行うために必要な資材や飼料等を確保し、武力攻撃事態等において、要避難地域において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を行う。

#### ② 家畜防疫の実施

市は、畜舎の倒壊、家畜の死亡状況等の早期把握に努め、関係機関へ通報する。

また、県は、必要に応じ関係機関の協力を得て、衛生班を編成し、巡回指導による調査、検査、消毒、診療等を実施する。

#### ③ 危険動物等の逸走対策

市は、県と連携し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条の規定に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等についてあらかじめ把握するとともに、関係機関との役割分担の明確化や協力体制の整備を図り、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知及び避難誘導を図る。

また、県及び関係機関との連携協力を図りながら、可能な範囲で、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等に必要な措置を行うとともに、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動を行う。

なお、上記の措置の実施に当たっては、措置を実施する者の安全の確保に十分配慮する。

## 4 ボランティア受入れ計画

### (1) 安全の確保

市は、市ボランティアセンターが行うボランティアの受入及び派遣、協力要請等に関しては、ボランティア活動従事者の安全の確保が担保されない場合、これを行うことができない。

### (2) 市ボランティアセンターの設置

#### ① 市ボランティアセンターの体制

市は、武力攻撃災害等が発生したときは、必要に応じて関係団体に協力を要請し、市ボランティアセンターを設置するものとする。

市は、地域のボランティア団体や関係団体等との連携を図り、あらかじめ市ボランティアセンターの設置について、場所や担当者を指定しておくものとする。

#### ② 市ボランティアセンターの活動への支援

市は、市ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地

に参集したボランティア活動希望者の受入、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努めるものとする。また、市ボランティアセンターは、必要に応じて県ボランティア本部に対し、ボランティアの派遣要請を行うものとする。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

河川、道路及び漁港等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

### 4 相談所の開設等

(1) 相談所の開設

市は、県と協力して避難所及び市役所などに被災者のための相談所を速やかに開設するものとする。

(2) 相談所の運営

市は、県と協力して被災者からの幅広い相談に応ずるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施するものとする。

## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### (1) 特殊標章等

#### ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

#### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

表紙

	この特殊標章を交付する 国及び地域を指定する 職務等を行う者の氏名 身分証明書 I.D.N. 01113 13.08.49	
国民保護措置に係る職務等を行う者 For civil defence personnel		
氏名 Name: .....		
この身分証明書の発行者は、次の義務を負担する。1. 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の追加議定書の目的及び目的の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）に従って行動する。2. The holder of this civil defence emblem has the duties prescribed in the Geneva Convention of 12 August 1949 and by its Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts Protocol II, in respect to:		
交付国及び地域 Code of issue	交付国及び地域 Code of issue	交付国及び地域 Code of issue
交付国及び地域 Code of issue 交付国及び地域 Code of issue		

裏紙

署名 Signat	署名 Signat	署名 Signat
この標章は、国民保護措置に係る職務等を行う者のみに使用される。		
身分証明書 ID CARD		
国民保護本部 OFFICE OF BSA/DEF		
交付国及び地域 Code of issue	交付国及び地域 Code of issue	交付国及び地域 Code of issue

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦100ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市(町村)の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号)国民保護室長通知)を参考。)

① 市長

- ・ 市の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。



第 4 編

復 旧 等



## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償、実費弁償及び損害補償

##### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

##### (2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

##### (3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

#### 第4編 復旧等

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

# 第 5 編

## 緊急対応事態への対応



## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。



# 糸魚川市国民保護計画

平成19年2月14日 作成

編集・発行 糸魚川市消防本部消防防災課  
〒941-0069 糸魚川市南寺島2丁目10番20号  
TEL 025-552-2311  
FAX 025-552-6925  
E-mail syoubou@city.itoigawa.niigata.jp